

青少年インターネット環境整備法

【平成27年8月現在】

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

平成21年4月施行(主務官庁：内閣府・総務省・経済産業省)

青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導(国等は支援)

保護者

責務

・保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

義務

・携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

事業者の義務

・携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(第3次基本計画：平成27年7月)

特に留意すべき課題

- スマートフォンの普及等インターネット利用機会の急速な拡大、利用時間の長時間化
- コミュニティサイトに起因する性犯罪被害等の増加
- 利用機器(携帯ゲーム機等)や接続環境(Wi-Fi等の公衆無線LAN等)の多様化
- フィルタリング等利用率の伸び悩み